

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年九月二十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年九月十一日

宮崎市高岡町花見一七二〇番地五

株式会社ハニ

代表取締役 三樟 健只

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

令和八年九月十一日

東京都大田区西蒲田八丁目四番一、二

ユザワヤ商事株式会社

代表取締役 畑中 喜雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

令和八年九月十一日

東京都港区芝大門二丁目二番一

ビクシー化成株式会社

代表取締役 大谷 佳久

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

令和八年九月十一日

東京都千代田区丸の内一丁目七番一、二

株式会社ダイオーズ

代表取締役 大久保 洋

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

令和八年九月十一日

東京都足立区西新井七丁目三番五号

ASIAMIX株式会社

代表取締役 東海林克範

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

令和八年九月十一日

東京都港区赤坂一丁目一四番五号アークヒルズ・エグゼクティブタワー三二二号室

株式会社治コンサルタント

代表取締役 大野 剛義

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにしたしましたので公告します。

令和八年九月十一日

滋賀県甲賀市土山町南土山甲七九番地の二

エルピー株式会社

代表取締役 鈴木 利浩

提出不能株券に関する異議申述公告

当社が、特別支配株主である日油株式会社からの株式等売渡請求につき株券の提出を求めたところ、後記の株主から株券を提出することができない旨の申し出がありました。よって、特別支配株主がこれらの株主に対して株券と引換えでなしに金銭等を交付することに異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和八年九月十一日

茨城県桜川市岩瀬二二〇番地

昭和金属工業株式会社

代表取締役 澤田 徹哉

当社普通株式

券別	枚数	番号	氏名
百株券	二枚	甲B一四一七	甲B一四二三
		甲B一四二三	室 節子

限定承認公告

本籍東京都府中市美好町三丁目二四番地の六、最後の住所府中市南町四丁目四〇番地の一府中南町アパルト二六一八〇六

被相続人 亡 竹之下敏幸

右被相続人は令和八年五月二十八日死亡し、その相続人は令和八年九月一日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から三箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月十一日

東京都八王子市元八王子町二一九八三一〇 テラスハウスミイター

限定承認者 竹之下 昇

投資主総会開催につき通知公告

令和八年十一月二十五日に投資主総会を開催いたします。

令和八年九月十一日

東京都千代田区飯田橋三丁目二番二

大和ハウスグループバルリート投資法人

執行役員 安井 貴子

確定給付企業年金の清算公告(第三回)

当社の規約型確定給付企業年金は、令和八年四月三十日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年七月十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和八年九月十一日

東京都中央区銀座四丁目七番五号

王子木材緑化株式会社

確定給付企業年金 清算人 黒田 一郎

債権申出の公告(第一回)

当企業年金は、確定給付企業年金法第八十四条の定めにより、令和八年八月一日をもって終了いたしましたので、当企業年金に対し債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月十一日

大阪府守口市浜町一丁目七番一、一五五階

株式会社京阪互助センター

確定給付企業年金清算人 荒木 正和

訂正公告

令和八年八月三十一日(号外第一九四号)掲載の地方公共団体情報システム機構における機構保有本人確認情報の提供状況に関する公告中、九十七頁下段の、提供年月内の三十五行目「三三」とあるは「三三〇三三三」、九十八頁上段の、提供年月内の二十行目「三三〇三三三」とあるは「三三〇三三三」、一〇〇頁下段の、提供年月内の二行目「一三三」とあるは「三三〇三三三」の誤りにつき、それぞれ訂正します。

令和八年九月十一日

東京都千代田区一番町二五番地

地方公共団体情報システム機構

理事長 椎橋 章夫

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和六年六月三日	外務省告示第百六十九号	(ワーキング・ホリデー制度に関する日本国政府とルクセンブルク大公国政府との間の口上書の交換に関する件)		

(原稿誤り)

二四	一〇	一	P-600	P-009
----	----	---	-------	-------

令和六年十一月十五日外務省告示第百六十六号(チンギス・ハーン国立博物館における教育機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件)

(原稿誤り)

三下	一七	井川晴賢在モンゴル大使	井川原賢在モンゴル大使
----	----	-------------	-------------

令和六年十二月十八日外務省告示第百四十七号(バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県及びノアカリ県におけるミヤンマーからの避難民及びホストコミュニティのための女性・平和・安全保障アジアエンダ推進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合人口基金との間の書簡の交換に関する件)

(原稿誤り)

三四	一六	アジエンダ推進計画(UN計画)	アジエンダ推進計画(UN計画)
----	----	-----------------	-----------------

令和八年五月十五日外務省告示第百八十号(カンボジア王国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国及びラオス人民民主共和国におけるメコン河下流域における水質管理強化計画のための贈与に関する日本国政府とメコン河委員会との間の書簡の交換に関する件)

(原稿誤り)

四一	終りから	四	国際連合開発計画メコン河委員会
----	------	---	-----------------

(原稿誤り)

終りから